

文部科学大臣

小坂 憲次 殿

平成 19 年度文部科学省関係予算要望事項

日本発達障害ネットワーク

代表 山岡 修

104-0044 東京都中央区明石町 6-22 ダヴィンチ築地 2

社団法人日本自閉症協会内 JDD ネット事務局

電話：03-3547-1733 Fax：03-5413-3358

E-MAIL：jddnet@mbn.nifty.com

発達障害児に対する特別支援教育についての充実および教育的支援の諸施策を推進してください

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的な確保
 2. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備
 3. 特別支援教室の実現、インクルーシブ教育の実現に向けた検討を時間を置かずに開始すること
 4. 養護学校、特殊学級、通常学級において、「自閉症」の名称・位置付けを明確化、適切な指導方法の確立、普及・実施
 5. 知的発達の遅れを伴う発達障害児者への教育の充実と抜本的見直し
 6. 小・中学校における特別支援教育体制のさらなる拡充
 7. LD、ADHD、自閉症等に対する、一般生徒・保護者および社会的理解の向上
 8. 特別支援教育体制推進事業の拡充実施
 9. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備
 10. 教員養成課程の取得単位の中で発達障害等の障害児教育の科目を必須とすること
 11. 学校外の人材・資源の活用
 - ① 特別支援教育士等の専門的指導資格を有する者の積極的活用
 - ② 教育現場における積極的な作業療法士、スクール・カウンセラー(臨床心理士)、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用
 12. 保育所・保育園における適切な支援体制の整備・人材の育成
 13. 後期中等教育、高等教育における発達障害児に対する支援体制の検討・整備
 14. 入学試験における発達障害のある生徒に対する特例措置に導入
 15. 職業準備教育・移行支援・職業適性検査等、就労支援施策の拡充
 16. 子育て支援、乳幼児健診、児童相談、医療機関、教育機関における連携と情報の共有が、本来の支援に資する形でスムーズに展開するような仕組みの検討
 17. 指導法、教材・教具に関する全国的なリソース・センターの構築
 18. 一生涯を通じた支援体制の確立 ー厚生労働省等の関係省庁との連携
 19. 薬物、アルコール、ギャンブル等への依存症の予防教育の実施
 20. 関係部局との連携による適切な支援体制の整備
 21. 親の会やNPO 法人等の民間団体との連携、支援・活用
- 以上

平成19年度文部科学省関係予算要望事項

日本臨床心理士会

会長 河合 隼雄

文京区本郷2-40-14 山崎ビル401

1. 発達障害児の支援に関して、従来から教育相談事業を担ってきた、教育センター及び教育相談室の機能を強化し、活用してください。

発達障害者支援センターや特別支援学校のみでは広域すぎて、地域に密着した個別的支援が困難です。各市区町村に古くからある教育相談部門には臨床心理職を含む教育相談員がおり、個別の相談と学校支援を行ってきた実績があります。この教育センター・教育相談室を発達障害者支援センターや、特別支援学校の先端機能として位置づけ、その機能を拡張してください。

2. 小学校・中学校のスクールカウンセラー、幼稚園・保育園の保育カウンセラーを発達障害児の支援に活用してください。特に小学校全校にスクールカウンセラーを配置してください。

とりわけ、幼稚園、小学校においては、集団の場における個別的で具体的なアセスメントと支援が求められます。このような場合に、アセスメントと支援技術を持つスクールカウンセラーを活用することで早期発達支援および、教師と保護者の理解を促進することが可能になります。

3. 子育て支援、乳幼児健診、児童相談、医療機関、教育機関における連携と情報の共有が、本来の支援に資する形でスムーズに展開するような仕組みの検討が必要です。

現在、行政の縦割りにより情報の共有が必ずしも適切ではなく、また、当事者の意向にかなう形で必要な情報が生かされていない場合もあります。このはざままで子育て不安や虐待、不適応行動などが助長されないような支援の仕組みが求められています。当事者の個人情報に関する守秘義務のあり方についても検討してください。

4. 臨床心理職が発達障害者とその家族の心理的支援に安定的・継続的に関われる体制を作るために、その基盤となる国家資格を早期に創設してください。

現在の臨床心理士は広い領域（下記資料）で発達障害に関する業務を行っていますが、その位置づけは不安定であり、支援を担う専門職として、さらに専門性を発展させる基盤が必要です。

資料

- 臨床心理士が発達障害の支援にかかわっている職場・事業

【福祉領域】

- 1 公営通園療育施設 2 民間通園療育施設
3 公営入所療育施設 4 民間入所療育施設
5 保育園 6 児童養護施設 7 自立支援施設 8 児童相談所
9 子育て支援関係 10 授産・作業所
11 発達障害者支援センター運営事業 12 発達障害者支援体制整備事業
13 圏域支援体制整備事業 14 その他の福祉領域

【保健・医療領域】

- 15 都道府県保健所 16 区市町村の保健センター：母子保健・健診関係
17 区市町村保健センター：精神保健関係
18 精神神経科 19 神経内科 20 心療内科 21 脳外科 22 小児科
23 小児神経科 24 児童精神科 25 発達クリニック
26 その他の医療領域

【教育領域】

- 27 教育相談 28 幼児教育相談 29 幼稚園
30 小学校スクールカウンセラー 31 中学校スクールカウンセラー 32 高校スクールカウンセラー
33 不登校のための教室など 34 養護学校 35 大学学生相談
36 特別支援教育体制推進事業 37 その他の教育領域

【司法矯正警察領域】

- 38 家庭裁判所 39 鑑別所 40 少年院 41 少年刑務所 42 刑務所
43 保護観察関係 44 警察諸機関 45 その他の司法等領域

【研究領域】

- 46 研究領域

【産業領域】 47 職業紹介・訓練・就労支援など 48 一般企業

【民間領域】 49 私設心理相談室

【その他の領域】 50 各種行政委員 51 NPO 等法人 52 その他

以上

なお、他に、NPO 法人アスペ・エルデの会、特定非営利活動法人エッジ、全国LD親の会、社団法人 日本自閉症協会、社団法人 日本作業療法士協会、日本LD学会、日本感覚統合学会、NPO 法人ねお、特定非営利活動法人 自閉症くらし応援舎 TOUCH、きなっせ九州！も要望を出しました。

以上